

第 1 2 6 号議案

令和 5 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 5 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算を提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日

新宮町長 桐 島 光 昭

令和5年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算

令和5年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,048千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月12日提出

新宮町長 桐 島 光 昭

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	627	26	653
	1 繰越金	627	26	653
	歳 入 合 計	44,022	26	44,048

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	29,506	26	29,532
	1 施設管理費	29,067	26	29,093
	歳 出 合 計	44,022	26	44,048

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	千円 627	千円 26	千円 653
歳入合計	44,022	26	44,048

2 歳 入

4 款 繰越金

26千円

1 項 繰越金

26千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	千円 627	千円 26	千円 653
計	627	26	653

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	千円 26	前年度繰越金 千円 26

3 歳 出

1 款 総務費

26千円

1 項 施設管理費

26千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 29,067	千円 26	千円 29,093	千円	千円	千円	千円 26
計	29,067	26	29,093	0	0	0	26

節		説 明	千円
区 分	金 額		
2 給料	千円 10	再任用職員	10
3 職員手当等	15	地域手当（再任用職員）	1
		期末手当（再任用職員）	7
		勤勉手当（再任用職員）	7
4 共済費	1	社会保険料	1

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(3) 給料及び職員手当の状況

イ 初任給

区 分	医 療 職 (円)	一 般 職 (円)	国 の 制 度	
			医 療 職 (円)	一 般 職 (円)
高 校 卒		170,900		166,600
大 学 卒	264,700	196,200	264,700	196,200

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職 制 上 の 段 階、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月 分)	12 月 (月 分)			
補 正 後	(1.150) 2.200	(1.200) 2.300	(2.35) 4.50	課 長15% 課長補佐15% 主 幹10% 主 査5%	
補 正 前	(1.150) 2.200	(1.150) 2.200	(2.30) 4.40	同 上	
国 の 制 度	(1.150) 2.200	(1.200) 2.300	(2.35) 4.50	有	

注) () 内は、再任用職員の標準的な支給率を記載。